



公開質問書

智頭町民 殿

町民のみなさんに質問します。「虚偽報告」訴訟の取り下げは「智頭町政治倫理条例」に違反していませんか。

第1条（前略）町長及び議員は、①町民全体の奉仕者として、（中略）②自らの利益を図ることのないように、町政に対する町民の信頼にこたえるとともに、③清潔かつ公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

【その1】 町長は町民全体の奉仕者

「裁判によって責任の所在をハッキリさせたい」という希望（請願）を受けて訴訟はスタートしました。

判決目前の取り下げは判決回避で、町民の願いを尊重していません。町民の信頼にこたえていません。

【その2】 自らの利益を図ることのないように

取り下げは責任の所在をウヤムヤにし、次のような結果となった。

★ 智頭町と智頭町民…損害1億円を回復する道は途絶えた。

★ 被告（寺谷誠一郎氏）…今後損害賠償請求を受けることはなくなった。

【その3】 清潔…民主的な町政の発展に寄与する

首長が〔1〕〔2〕の違反の疑いを抱えたままでは民主的な町政の発展に寄与できず、町政担当資格が危ぶまれます。

まとめ 違反の疑いはすべて「訴訟取り下げ」によって起こりました。なぜ、民主憲法（32条）が保証する「国民が裁判を受ける権利」を放棄してまで、「町益」を損なう訴訟取り下げをしたのでしょうか。このような「訴訟取り下げ」は「智頭町政治倫理条例」に違反していませんか。【取り下げまでの経緯】

寺谷町長「取り下げはしない」	本会議で安住の質問に答弁	H20/7
議会	「取り下げ」動議 可決	H21/3/23
原告	「智頭町が取り下げ」	手続き終了 4/2
被告	「寺谷氏が取り下げ」	手続き終了 4/3